

公 募 公 告

有償による庁舎等の使用又は収益の許可を受けて、清涼飲料水の販売を目的とした自動販売機の設置及び管理運営業務を希望する者の募集について、下記のとおり公募する。

令和 7 年 5 月 1 9 日

法務省所管国有財産部局長

岡山地方法務局長 正 木 開 志

記

1 公募に付する事項

- (1) 件 名 清涼飲料水の販売を目的とした飲料自動販売機の設置及び管理運営業務
- (2) 設置場所 岡山地方法務局本局（新庁舎）1 階
なお、同一敷地内にある既存庁舎は、対象外である。
- (3) 設置期間 令和 7 年 7 月 2 2 日から令和 1 2 年 3 月 3 1 日まで
- (4) 募集者数 1 社（者）
- (5) 選考方法 企画提案書について審査し、総合評価方式にて選定する。

2 公募に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第 7 0 条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第 7 1 条の規定に該当しない者であること。
- (3) 国税及び地方税を完納していること。
- (4) 経営の状況及び信用度が極端に悪化していないと認められる者であり、適正な業務の履行が確保される者であること。
- (5) 下記 3 の募集要領及び仕様書を受領し、それぞれに定める条件を満たしていること。
- (6) 企画提案書を期間内に提出していること。
- (7) 良質な商品及び優良なサービスを提供できる能力と実績を有すること。
- (8) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
- (9) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (10) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (11) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (12) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (13) 暴力団又は暴力団員及び(9)から(12)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者ではないこと。

3 募集要領及び仕様書の交付期間等

- (1) 期間 公告日から令和7年5月30日（金）までの行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日を除く毎日、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで。

- (2) 場所 下記4のとおり。

なお、募集要領及び仕様書（PDFファイル）は、電子メールで請求することができる（請求者氏名（法人の場合は法人名及び担当者名）、住所及び電話番号を電子メールに記載するとともに、電子メールの到達を電話で確認すること。なお、電子メールの送付先については個別に対応する。）。

請求先メールアドレス（Kaikei_okayama_moj_bal@i.moj.go.jp）

4 問合せ先

〒700-8616

岡山市北区南方一丁目3番58号

岡山地方法務局会計課施設係（4階） 担当 村田

電 話 086-224-6128（直通）

FAX 086-224-5703

5 企画提案書の提出期限等

- (1) 期限 令和7年6月18日（水）午後5時まで（郵送の場合は、必着のこと。）

- (2) 場所 上記4に同じ。

6 その他

詳細は、募集要領及び仕様書による。

以上、公告する。